

# 第三次 江南市環境基本計画 (案)

令和4年度～令和13年度

～みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市～

## 概要版



### 計画策定の背景

平成24年3月に「第2次江南市環境基本計画」を策定し、5年後の平成29年3月に改訂を行いました。そして、江南市環境審議会と共に、毎年の指標の評価を行ってきましたが、目標の達成が困難な指標も残っています。

また、近年の地球規模の環境問題として、気候変動問題があげられます。各地で発生している豪雨災害が今後も増えていくことが予想され、その対策には、温室効果ガス排出量の削減を進める緩和策のみならず、急激に温暖化が進む気候に暮らしを合わせる適応策に関しても地方公共団体の取り組みの強化が求められています。

このような状況の中、実施した市民意識調査では、地球温暖化や災害防止対策に関する項目の重要度は高いものの、満足度はあまり高くなく、今後も対策を進める必要があります。

さらに、環境行政を取り巻く状況も変化しており、環境、経済、社会の一体化が強まる中で、SDGsの考え方にに基づき、総合的な視野から環境課題を解決していく姿勢が求められており、事業者や市の取り組みだけでなく、市民一人ひとりの日常生活の見直しも重要となります。

前計画は令和3年度に目標年度を迎えることから、環境の現況及び前計画の進捗状況を把握するとともに、市民一人ひとりの力の大きさに注目し社会情勢の変化や新たな環境問題に対応した計画とするため見直しを行いました。

### 計画の位置づけなど

計画の役割：目指す方向や、目標の明確化を図る役割、市民、事業者、市の各主体の取り組みを示す役割、関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割があります。

計画の目標年度：本計画の開始年度は令和4年度とし、目標年度は令和13年度とします。

計画の位置づけ：本計画は、江南市環境基本条例に基づき、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示すもので、市の施策や市民、事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画です。

また、本計画の一部は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画及び生物多様性基本法第13条第2項に基づく生物多様性地域戦略に該当します。

対象地域：本計画の対象地域は、本市全域とします。

環境の範囲：本計画で対象とする環境の範囲は、前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」「環境づくり」とします。

望ましい環境像の実現に向けて掲げた4つの環境目標のそれぞれについて、先導的役割を果たす取り組みを重点的取り組みとして定め、市民、事業者、市の連携のもと、その推進を優先的に図ります。

重点的取り組みの推進にあたっては、市内各部署間の意見調整、周辺自治体との協調、市民、事業者との連携により効果的に施策を進めます。

#### 1. エコ人材の発掘・連携

市民、事業者の自主的な取り組みを推進するにあたり、現段階で活躍している人・団体の先導的な活動を知っていただき、全市に広げることが大切です。市民にとって身近な人が活動していることは、参加のハードルを下げるきっかけになります。

そのためには、エコ人材を発掘すると同時に、環境イベントを開催するなど、各自が参加しやすい仕組みを作る必要があります。そして、市内における環境保全活動をしやすいするため、エコ人材が連携し、相互に高め合う仕組みを構築します。



#### 2. ごみ減量「57運動」の推進

ごみ減量を目的としたごみ減量「57運動」は、平成9年度に始まり、25年近く継続しており、その成果がはっきりとごみの排出量に現れています。

市民のごみ減量に向けたモチベーションを維持するため、広報等によるごみの分け方とその目的については、結果も含めてこれからも詳しく紹介していきます。また、ごみ排出量や処理費用の報告を続けるほか、ごみ減量、資源の再利用などのアイデアを広めます。

なお、必要に応じて分別品目や収集体制を見直し、効率のよい資源回収に努めます。



#### 3. 地球温暖化対策の推進

温暖化対策については、脱炭素社会の実現に向けて、より一層温暖化対策を進める必要があります。そこで、市民団体や愛知県地球温暖化防止活動推進員などと協力して啓発活動を推進します。

市民、事業者の一人ひとりが、日常のエネルギー使用に関して見直しを行うとともに、その効果について身近な人に紹介するなどして、脱炭素社会の実現に向けて一人ひとりの関心が高まり、それぞれに自主的な取り組みが普及するよう努めています。

これらによって、市民・事業者・市が連携し、ゼロカーボンシティを目指します。



#### 4. 生活マナーの向上

市が主体となって違反行為を取り締まるのではなく、地域全体が一体となって、地域ぐるみで快適な環境づくりへの取り組みを進めることが大切です。

快適な生活環境づくりに向けて市民意識の高揚を図るとともに、みんなで快適な生活環境をつくるため、市民の主体的な活動を促進していきます。



第三次江南市環境基本計画（概要版）  
令和4年3月  
発行 愛知県江南市 編集 経済環境部環境課  
〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地  
TEL：(0587) 54-1111 (代) FAX：(0587) 56-5516  
E-mail：kankyuu@city.konan.lg.jp





## 計画の目指すもの

### みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市

ベッドタウンとして発展してきた本市では、身近な生活空間を、市民や事業者がそれぞれにマナーに気を付けて、安心して快適に過ごせる生活環境にすることが大切です。一方で、温暖化による急激な気候変動へ対応することが求められる中、今日の世代が快適さを求めるあまり、将来の世代の環境を損なってしまうことがないよう、一人ひとりが関心をもち、努力を積み重ねていくことができる、持続可能なしくみでなければなりません。

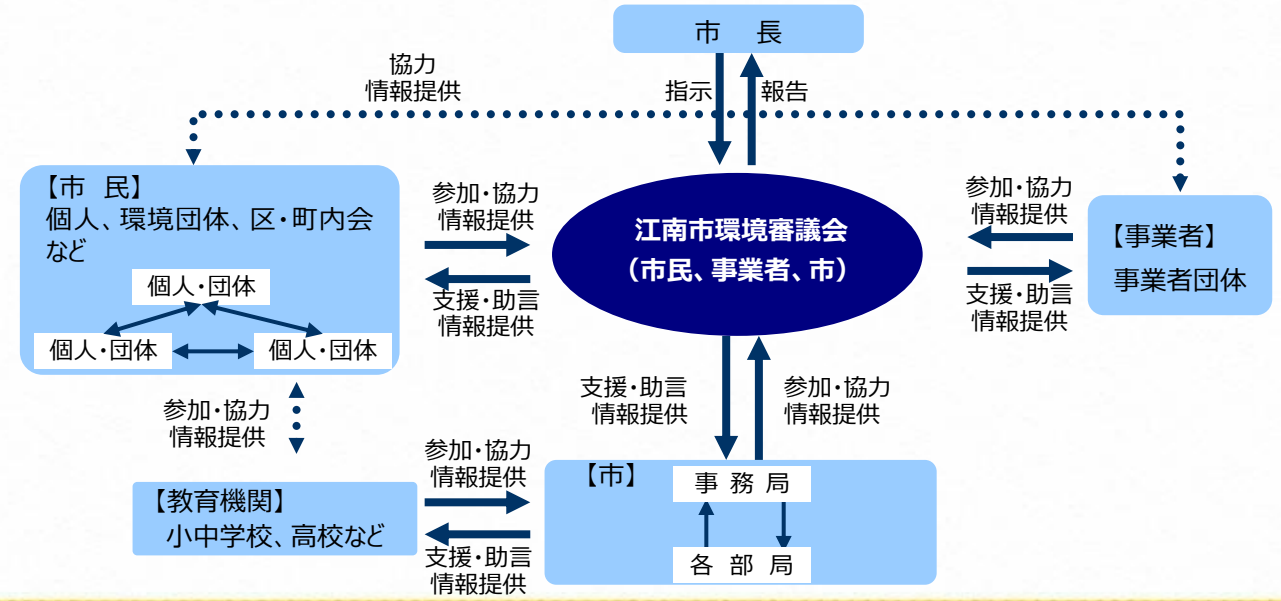
市民意識調査結果によると、「ごみに関する取組」や「公害防止対策の推進」等に関する項目は、重要度、満足度ともに高くなっていますが、「生活環境」や「地球温暖化」等に関する項目の重要度は高いものの、満足度はあまり高くなく、今後も対策を進める必要があります。

本計画を実現するには、私たち一人ひとりの力が重要です。そこで、持続可能な社会に向けた新たな道筋として掲げられたSDGsの考えも取り入れながら、快適な生活環境都市の実現に向けて取り組みを行います。

よって、望ましい環境像を引き続き、「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」とし、一人ひとりが地域の主役となって、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指します。

## 推進体制

市民、事業者、市が協働で、個人や団体のつながりを深めながら環境課題の解決に向けて行動します。庁内各部署を通じて把握した指標を江南市環境審議会で検討します。



## 第三次江南市環境基本計画の体系

望ましい環境像

環境目標

基本的取り組み

みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市

<p><b>I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまちを目指して</b></p> <p>地域の環境づくりには、市民、事業者、市の日常的な取り組みの積み重ねが重要です。市民の環境保全に関わる意識が高まっているとともに、事業者及び市による環境保全活動の推進が求められていることから、人を対象とした基本目標を定め、地域の環境づくりをみんなが自主的に取り組んでいくまちを目指した取り組みを進めます。</p>	
<p><b>II ごみを減らし資源の循環利用に取り組むまちを目指して</b></p> <p>回収・リサイクルの体制が構築されたことや、ごみ減量「57運動」により本市におけるごみの排出量は減少していましたが、近年はほぼ横ばいで推移しており、ごみ減量が大切な課題であることに変わりありません。引き続き、社会全体でごみの排出を抑制することに加え、徹底的に資源を分別・回収・利用し、ごみとして処理される量を減らす取り組みを進めます。</p>	
<p><b>III 青い地球を次の世代につなぐまちを目指して</b></p> <p>令和2年10月に我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したことから、温室効果ガスの削減に向けた取り組みがより一層強化されると考えられます。本市でも、引き続き温室効果ガスの排出削減に向けて一人ひとりの行動を見直し、脱炭素社会の構築を目指すとともに気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」の取り組みを進めます。</p>	
<p><b>IV さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまちを目指して</b></p> <p>今日私たちの日常生活や事業活動は、少なからず環境へ負荷を与えており、それがごみ問題や身近な公害となっています。日常のささいな行動が思いがけず生活環境の悪化を招くおそれがあることを自覚し、一人ひとりが行動を見直す必要があります。また、水辺や緑などの自然環境や生物多様性の保全や維持、創生していくための取り組みを進めます。</p>	

<p><b>1 市民参加の推進と情報の共有化</b></p>	<p>目標 ● 市民一人ひとりが環境保全に取り組みます</p>
<p><b>2 環境教育と環境啓発の推進</b></p>	<p>目標 ● 市民がお互いに学び合う体制をつくれます</p>
<p><b>3 環境保全活動の支援と育成</b></p>	<p>目標 ● 市民、事業者の環境活動を活発にします</p>
<p><b>1 ごみ減量化の推進</b></p>	<p>目標 ● 4Rを合言葉に市民1人1日当たりのごみ排出量を削減します</p>
<p><b>2 資源の循環利用の促進</b></p>	<p>目標 ● 資源のリサイクルに努めます</p>
<p><b>3 ごみの適正な処理</b></p>	<p>目標 ● 不法投棄を防止します</p>
<p><b>1 脱炭素社会に向けた活動の実践</b> ※地方公共団体実行計画（区域施策編）</p>	<p>目標 ● エネルギー使用量を減らします</p>
<p><b>2 再生可能エネルギーの普及促進</b> ※地方公共団体実行計画（区域施策編）</p>	<p>目標 ● 再生可能エネルギー設備の導入を進めます</p>
<p><b>3 気候変動の影響に対する適応策の推進</b> ※地域気候変動適応計画</p>	<p>目標 ● 気候変動に適応するための施設を整備します</p>
<p><b>1 生活環境に対するマナーの強化</b></p>	<p>目標 ● 生活環境に関する苦情の件数を抑制します</p>
<p><b>2 公害防止対策の推進</b></p>	<p>目標 ● 環境基準を達成し、公害を防止します</p>
<p><b>3 水辺と緑の整備</b></p>	<p>目標 ● 公園施設等に対する満足度を高めます</p>
<p><b>4 生物多様性の保全と持続可能な利用</b> ※生物多様性地域戦略</p>	<p>目標 ● 生物の生育・生息の実態を把握し保全します</p>